

平成 28 年度の児童扶養手当額について

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

平成 28 年度の手当額は、平成 27 年平均の全国消費者物価指数の上昇や施策の拡充により、下表のとおり改定される予定となっております。

平成 28 年度の児童扶養手当月額（予定）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年 4 月～	平成 28 年 8 月～
[本体額]			
全部支給	42,000 円	42,330 円(+330 円)	同 左
一部支給	41,990 円 ～9,910 円	42,320 円(+330 円) ～9,990 円(+80 円)	同 左
[第 2 子加算額]			
全部支給	5,000 円	5,000 円(±0 円)	10,000 円(+5,000 円)
一部支給			9,990 円(+4,990 円) ～5,000 円(±0 円)
[第 3 子以降加算額]			
全部支給	3,000 円	3,000 円(±0 円)	6,000 円(+3,000 円)
一部支給			5,990 円(+2,990 円) ～3,000 円(±0 円)

※()内は平成 27 年度との差額